

「北海道科学技術振興条例」の改正について

1 改正の内容

<p>北海道科学技術振興条例の一部を改正する条例</p> <p>北海道科学技術振興条例（平成20年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「(人文科学のみに係るものを除く。)以下同じ。」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--

2 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この条例は、科学技術</p> <hr/> <p>の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並びに新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）</p> <hr/> <p>の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並びに新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。</p>